

平成30年3月8日（木）

日程第24 請願第10号 国保の県単位化にあたって、保険料負担が増えることがないよう求める請願について と、日程第25 請願第11号 介護保険の給付縮小・負担増の中止と保険料の軽減、介護従事者の処遇改善を求める請願について の2件

○議長（岡 弘悟君）日程第24 請願第10号 国保の県単位化にあたって、保険料負担が増えることがないよう求める請願について と、日程第25 請願第11号 介護保険の給付縮小・負担増の中止と保険料の軽減、介護従事者の処遇改善を求める請願について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 6番 小林君。

〔6番（小林 弘君）登壇〕

○6番（小林 弘君）去る2月22日の本会議において、本委員会に付託された請願第10号 国保県単位化にあたって、保険料負担が増えることがないように求める請願について、請願第11号 介護保険の給付縮小・負担増の中止と保険料の軽減、介護従事者の処遇改善を求める請願について を審査するため、3月2日に委員会を開催し、慎重審査の結果、請願第10号は賛成少数で不採択とすべきもの、請願第11号は全会一致で採択すべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

請願第10号の趣旨は、国民健康保険の財政運営が市町村から県に移行し、国民健康保険事業納付金制度の導入に伴い、保険料の負担増の軽減、窓口一部負担金に対する減免条例の制定、滞納世帯に対する差し押さえの取りやめ、国庫負担の増額を求めるものである。

委員から、当局に対し、窓口一部負担金に対する減免措置の実績と減免規則の広報につ

いて ただしがあり、減免措置の実施は台風第21号の際に4件の申請があった。広報については、被保険者の保険証の送付時に被保険者に対し周知を図っている との答弁がありました。

紹介議員に対し、国民健康保険の財政運営が県に移行されることにより保険料は増額するのか とただしがあり、本市での運営であれば国民健康保険事業基金の取り崩しなど、独自で保険料の抑制策を講じることができ、県での運営の場合は、国による激変緩和措置が今後も同じように継続すれば、保険料の急激な変動はないと考える との答弁がありました。

討論に入り、賛成の立場から、国の制度改正により市町村から都道府県の運営になることにより、都道府県単位で保険料を統一し増額となっているところもあるが、和歌山県においては増額しないとのこと、窓口一部負担金免除に係る規則のさらなる周知と滞納世帯に対する差し押さえの取りやめ、また払える保険料にするため国庫負担の増額を求め、本請願に賛成するとの討論がありました。

請願第11号の趣旨は、国において介護保険制度の見直しの検討が進められている中で、生活援助等の給付対象の縮小と利用者負担増の検討の中止、介護従事者の処遇改善、国庫負担の増額を求めるよう国に対し働きかけを求めるものである。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、請願第10号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

7番 高本君。

〔7番（高本勝次君）登壇〕

○7番（高本勝次君）それでは、国保の県単位化にあたって、保険料負担が増えることがないよう求める請願書に、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険の最も大切な基本は、国保法第1条に明記されているように、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするとあります。国保は社会保障として、国民に保障されるべきものであります。国民健康保険の加入者は、年金のみで生活している方や低所得の方が多く占めております。年金が下がり、さらに来年度は消費税の増税が予定されており、ますます厳しい生活を強いられることが予測されます。市民の健康と暮らしを守る最前線は、地方自治体であります。だからこそ、今年度も一般会計と基金からの繰り入れで国保税の引き上げを抑えてきました。

しかしながら、地方自治体単位で医療費助成制度をすれば、国庫負担金の減額調整措置がされるという納得しがたいことが起こっています。地方自治体の国保財政には限界があります。住民の暮らしを守る立場から、国に対し国民健康保険税の国庫負担の増額を、また増額を自治体として意思表示することは、とても大切ではないでしょうか。

住民の付託を受けている地方議員としても、住民の声を届ける立場から、払える国保税にしてほしいという住民の願いを受けとめて、国庫負担の増額を求めることは当然ではないでしょうか。市民の多くはこの請願に関心を寄せています。私は国保税の国庫負担を求め

る意見書を提出してほしいという、そういう思いでこの請願に賛成したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）次に、採択することに反対の立場で討論する方ありませんか。

19番 小西君。

〔19番（小西政宏君）登壇〕

○19番（小西政宏君）請願第10号 国保の県単位化にあたって、保険料負担が増えることがないよう求める請願について、反対の立場で討論させていただきます。

今、討論の中でありましたように、国保にあたって金額が上がらずに、皆さんが安心安全の中で暮らしをしていくという思いの部分としては、全く理解はできます。

しかし、それと、滞納する世帯に対する差し押さえの取りやめという観点に関しては、全く別の話になってくると思いますので、税の公平性の観点から言っても、そういったことを国に求めていくというのはまた別の話だと考えて、討論とさせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第10号 国保の県単位化にあたって、保険料負担が増えることがないよう求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡 弘悟君）起立少数であります。よって、請願第10号は不採択と決しました。

次に、請願第11号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので

で、討論を終結いたします。

これより、請願第11号 介護保険の給付縮小・負担増の中止と保険料の軽減、介護従事者の処遇改善を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。委員長報告

のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択されました。